平成２３年（フ）第３０３号
京都市上京区中立売通日暮東入新白水丸町462番地54　イヌイ星の子ハイツ510号林方、住民票上の住所京都市伏見区景勝町６番地４
債務者　佐藤　治男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
兵庫県尼崎市食満６丁目22番１号　南台ハイツＡ―108
債務者　浅里　章子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２０号
兵庫県芦屋市上宮川町８番３―205号
債務者　藤岡　明芳
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目６番３号　グリーンハイツ202号
債務者　岸田ミサオ
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４７号
兵庫県尼崎市立花町１丁目19番31号　生駒マンション201
債務者　小笠原　功
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９号
鳥取県鳥取市美萩野４丁目424番地14
債務者　岡村　秀樹
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５号
鳥取県鳥取市松並町２丁目305番地
債務者　浦田美津子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１号
山口県下関市彦島海士郷町21番６号、前住所山口県下関市彦島本村町７丁目２番17―205号
債務者　宮本　義孝
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
山口県下関市清末西町２丁目11番74号
債務者　太田　　太
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
徳島市末広５丁目１番36号、旧住所徳島市末広１丁目２番16号
債務者　稲木　義廣
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５２号
徳島市新浜本町４丁目３番２号
債務者　山上　貞雄
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５３号
徳島県阿波市阿波町谷島北237番地
債務者　中川　慶市
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７０号
徳島県徳島市国府町竜王６番地の１　竜王団地322号室
債務者　森　　茂樹
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７１号
徳島県徳島市国府町竜王６番地の１　竜王団地322号室
債務者　森　　清子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
徳島県小松島市小松島町字喜来15番地141号
債務者　尾崎　　昇
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２号
徳島県徳島市応神町古川字戒子野65番地の１第10愛日ハイツ303号
債務者　亀島　惠子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３号
徳島県徳島市北沖洲２丁目８番27号、住民票上の住所徳島県阿南市橘町関地43番地
債務者　山口　眞二
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４号
徳島市渋野町三ツ岩219番地の３
債務者　粟飯原輝美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後６時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　徳島地方裁判所民事部